

社会福祉法人の固定資産税その2

その1では固定資産税の概要をご説明いたしました。

その2では固定資産税の非課税について書かれています地方税法第348条をご説明いたします。

1. 固定資産税の非課税

第348条1項は「市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することはできない。」とされています。誰に対して固定資産税をかけてはいけなかが書かれています。

これに対して第2項では「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することはできない。」とされています。どういう固定資産には固定資産税を課することはできないかが書かれています。

いずれにしても非課税は固定資産税を課することはできないという強い書き方になっています。

2. 社会福祉法人の非課税

地方税法第348条2項のうち社会福祉法人について書かれているところを抜粋します。

9「社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産」

9の2「社会福祉法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産」

10「社会福祉法人が生活保護法第38条第1項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」

10の2「社会福祉法人が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産」

10の3「社会福祉法人が児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」

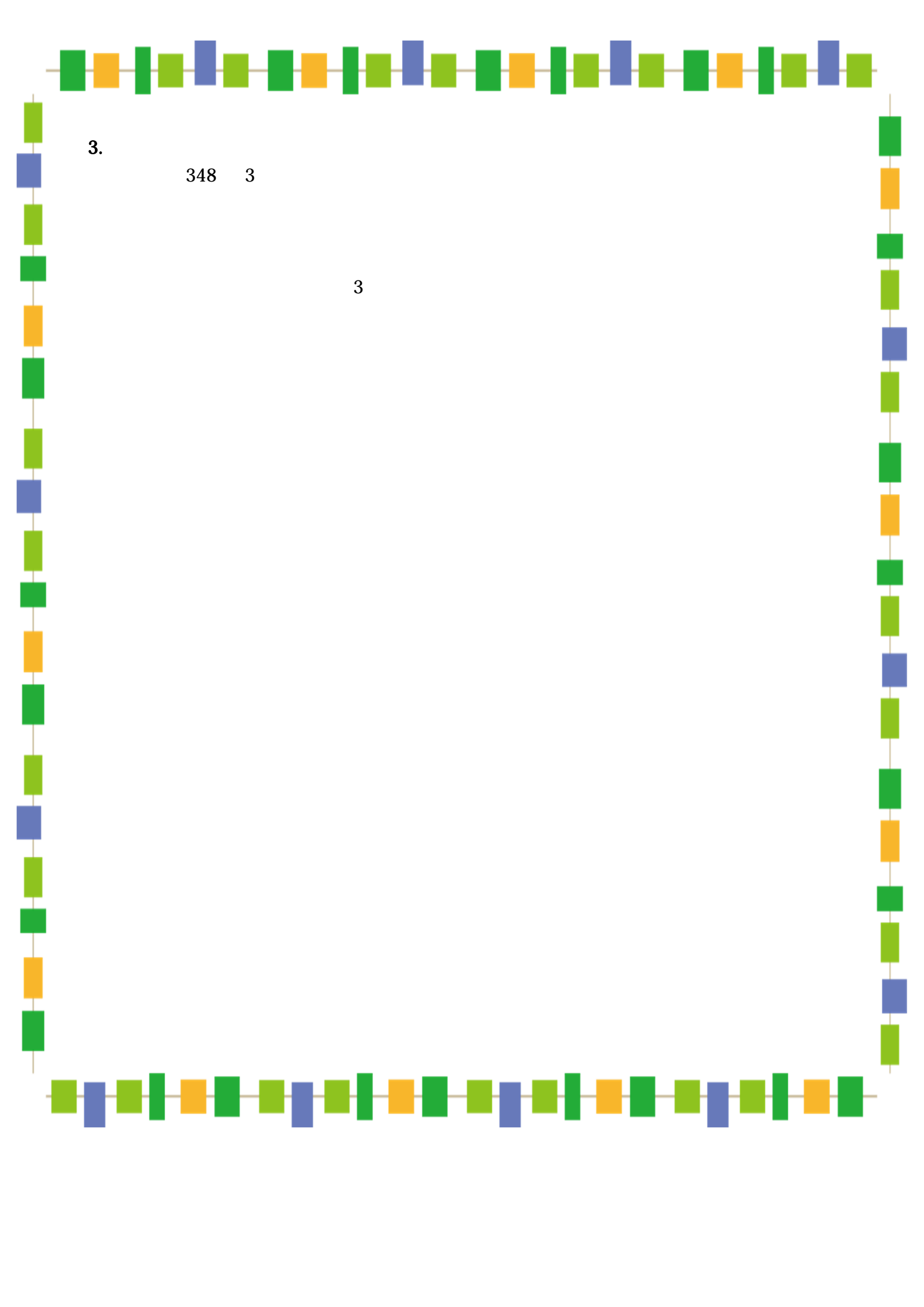
10の4「社会福祉法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する固定資産」

10の5「社会福祉法人が老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」

10の6「社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産」

10の7「第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業（同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの」

10の9(社会福祉法人に限りませんが)「介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定により市町村から同法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産」

A decorative border consisting of a repeating pattern of colored squares (green, orange, blue, light green) arranged in a rectangular frame around the text.

3. 課税する場合

地方税法第 348 条 3 項には「市町村は、前項各号に掲げる固定資産を当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合には、前項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対し、固定資産税を課する。」としています。社会福祉法人が所有・利用している固定資産であっても目的外に利用されている場合は固定資産税は課されることになります。社会福祉法人の固定資産税その 3 ではこの内容を詳しく見てみます。